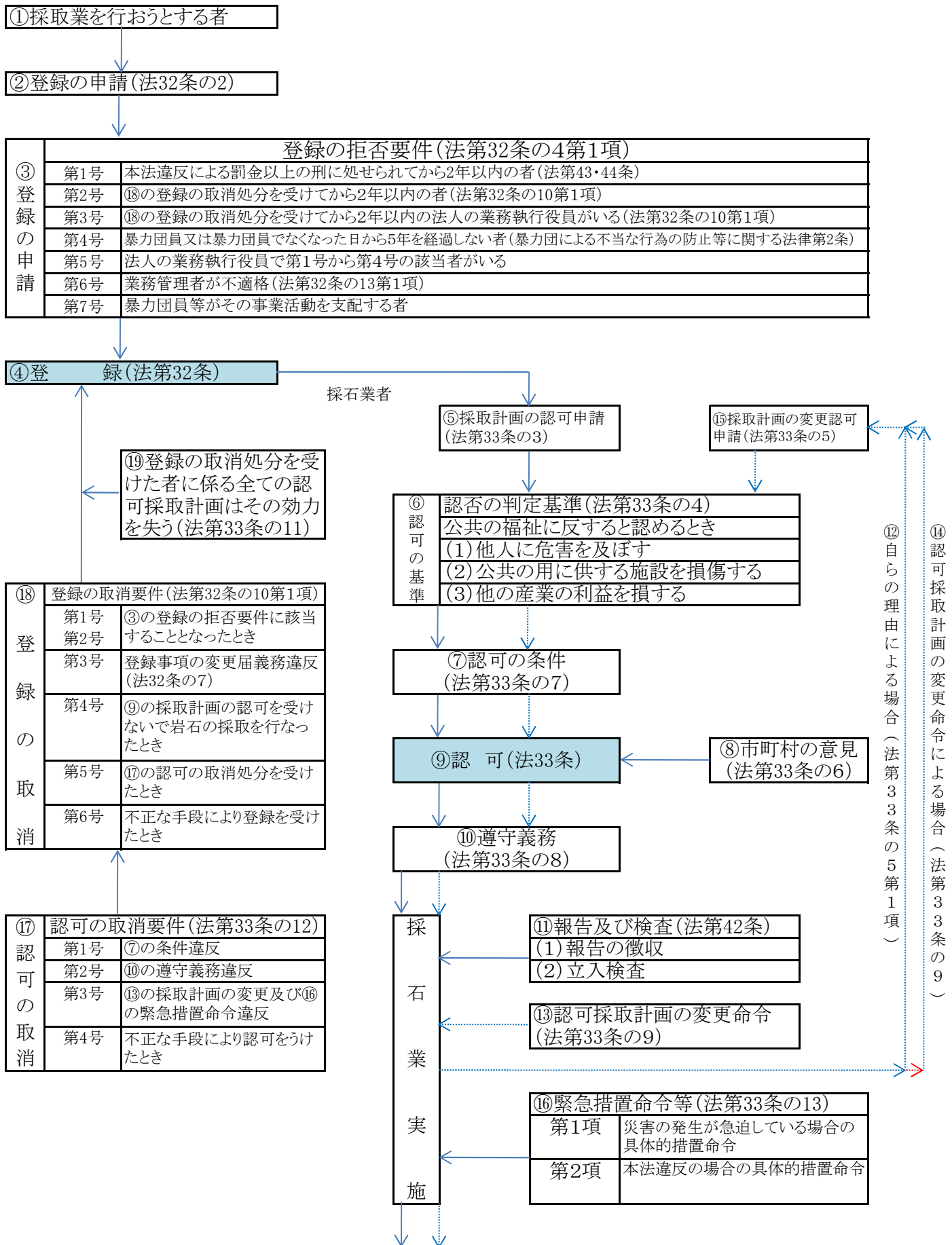


II 採石業者登録関係申請書作成要領

「採石業者登録」と「採取計画の認可」の関係概要

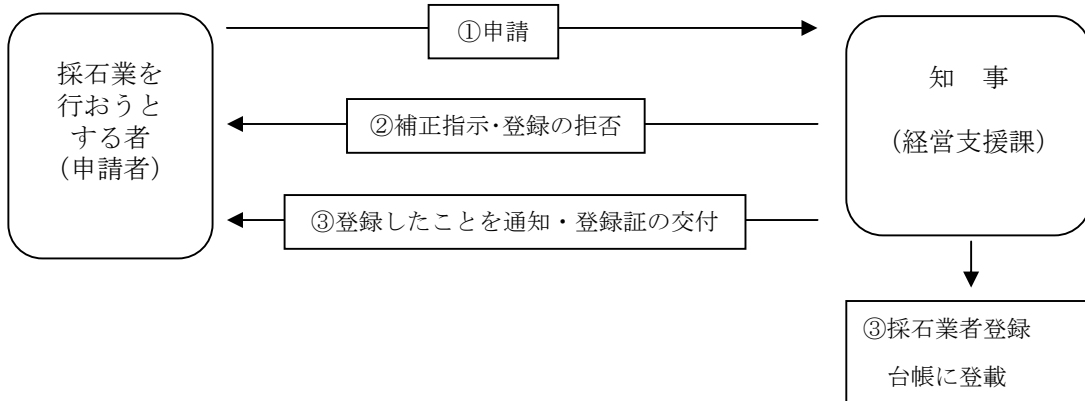


II-1 採石業者登録申請

1 登録の申請（採石法第32条）

採石業を行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

□ 登録の流れ



①採石業を行おうとする者は、採石業者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課 管理グループに提出する。提出部数は2部とする。

②知事は申請者を審査し、必要な場合は申請者に対して期限を付して補正を指示する。

申請者が登録の拒否要件（法第32条の4）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨申請者に通知する。

③知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、採石業者登録台帳に登載するとともに、申請者に登録した旨を通知する。

提出部数：正1部、副1部

□ 様式及び添付書類

必要書類	区分	申請者		備考
		法人	個人	
採石業者登録申請書		様式第1		
添付書類	誓約書（登録申請者）	様式第1の1		
	誓約書（業務役員）	様式第1の2	—	
	法人の登記事項証明書	●	—	
	住民票（申請者）	—	●	
	採石業務管理者試験合格証の写し 又は採石業務管理者認定書の写し	●		
	誓約書（採石業務管理者）	様式第1の3		
	採石業務管理者に関する証明書	様式第1の4		
	住民票（採石業務管理者）	●		
	採石業務管理者が 従業員であることを証する書面	次のいずれかの書面 ・雇用証明書、雇用契約書の写し ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・社会保険の被保険者証の写し ・源泉徴収票の写し		注1
	生年月日を証する書面 （申請者、業務役員、採石業務管理者）	・生年月日の記載がある公的機関が発行した書類の写し（運転免許証、住民票（原本）等）		

【注1】

・法人の代表者又は個人事業主が業務管理者の場合は不要です。

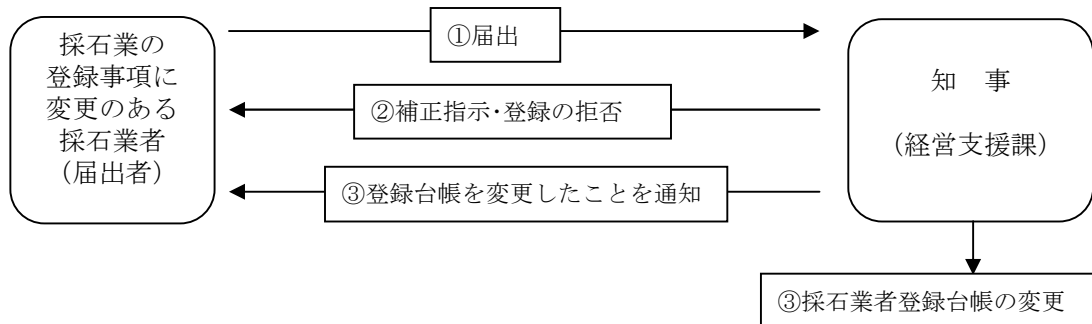
II-2 登録に係る届出等

1 登録事項変更の届出（採石法第32条の7）

登録申請書の記載事項に変更があったとき、すなわち登録簿に記載された事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を登録した都道府県知事に届け出なければならない。

- ・変更事項の内容は、従前の内容と変更後の内容を対比して記入すること。
- ・変更の年月日は、当該変更事由が発生した日を記載すること。
- ・変更の理由については、当該変更事由が発生した理由を記載すること。

□登録事項変更の流れ



①大阪府において既に採石業者として登録を受けている業者が、採石業の登録事項に変更が生じた場合、登録事項変更届書（様式7号）に次に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、大阪府商工労働部 中小企業支援室経営支援課 管理グループに提出する。提出部数は2部とする。

②知事は届者を審査し、必要な場合は届出者に対して期限を付して補正を指示する。届出者が登録の拒否要件（法第32条の4）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨届出者に通知する。

③知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、採石業者登録台帳を変更するとともに届出者に登録台帳を変更した旨を通知する。

提出部数：正1部、副1部

□登録事項変更届書〔様式第7〕に下記の書類を添付

変更（追加）の内容	必 要 書 類	
登録者の氏名、名称及び住所	個人：住民票 法人：法人の登記事項証明書	
法人の業務を行う役員の氏名	法人の登記事項証明書	
	誓約書（業務役員）	様式第1の2
	生年月日を証する書面	【注1】
事務所の所在地及び名称	なし	
採石業務管理者の氏名	採石業務管理者試験合格書の写し又は採石業務管理者認定書の写し	
	誓約書（採石業務管理者）	様式第1の3
	採石業務管理者に関する証明書	様式第1の4
	住民票（採石業務管理者）	
	採石業務管理者が従業員であることを証する書面	【注2】
	生年月日を証する書面	【注1】

【注1】

生年月日の記載がある公的機関が発行した書類の写し（運転免許証、住民票（原本）等）

【注2】

次のいずれかの書面

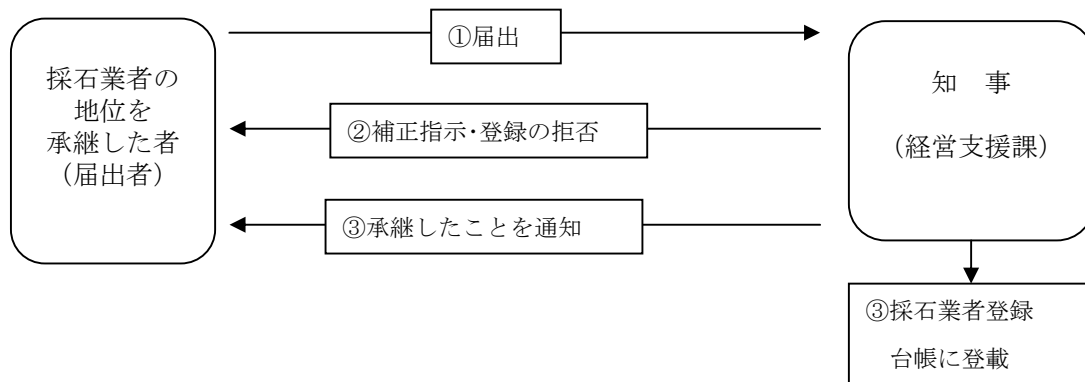
- ・雇用証明書、雇用契約書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・社会保険の被保険者証の写し
- ・源泉徴収票の写し

※ 副本の返却を郵送で希望する場合は、返信用封筒（切手を貼付し、返信先を記入したもの）が必要です。

2 承継の届出（採石法第32条の6）

事業の全部を譲渡、又は相続、合併若しくは分割があったとき、採石業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を登録した都道府県知事に届け出なければならない。

□ 承継届出の流れ



- ①事業の全部譲渡等により、採石業者の地位を継承したときは採石業承継届書（様式第3号）（大阪府において採石業者として登録を受けていない業者が事業の全部譲渡等により採石業者の地位を承継したときは様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課 管理グループに提出する。提出部数は2部とする。
- ②知事は届出を審査し、必要な場合は届出者に対して期限を付して補正を指示する。届出者が登録の拒否要件（法第32条の4）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨届出者に通知する。
- ③知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、採石業者登録台帳を変更するとともに届出者に登録台帳を変更した旨を通知する。

提出部数：正1部、副1部

□採石業承継届書〔様式第3号〕（大阪府において採石業者として登録を受けていない業者が事業の全部譲渡等により採石業者の地位を承継したときは、様式第4号）に下記の書類を添付

区分		必要書類	
事業の全部を譲り受けた者		採石業者事業譲渡証明書	様式第4号の2
		事業の全部の譲渡があったことを証する書面	採取地が自己の土地の場合 土地登記事項証明書 採取地が他人の土地の場合 土地賃貸借契約書の写し又は同意書の写し又は土地売買予約契約書の写し
相続	承継人が2以上の相続人の全員の同意により選定されたもの	採石業者相続同意証明書	様式第5
	・相続人が一人であるとき ・共同して相続したとき	承継人の戸籍謄本	
		採石業者相続証明書	様式第6
法人の合併による場合		法人の登記事項証明書	
法人の分割による場合		採石業者事業承継証明書	様式第6の2
		法人の登記事項証明書	
上記共通		承継人の誓約書	様式第1の1
		生年月日を証する書面【注1】	承継人 法人の場合は、業務役員

【注1】

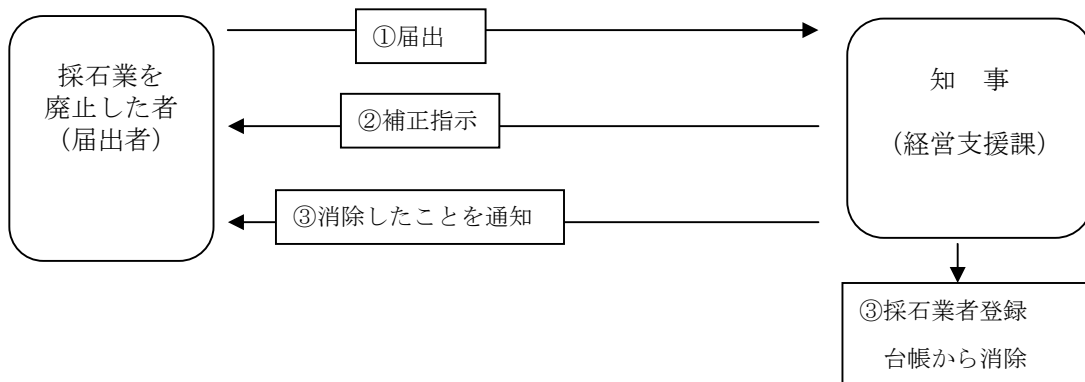
生年月日の記載がある公的機関が発行した書類の写し（運転免許証、住民票（原本）等）

※ 副本の返却を郵送で希望する場合は、返信用封筒（切手を貼付し、返信先を記入したもの）が必要です。

3 廃止の届出（採石法第32条の8）

採石業を廃止したときは、遅滞なく、その登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

□廃止届の流れ



①大阪府において既に採石業者として登録を受けている業者が、採石業を廃止した場合、採石業廃止届書（様式第8号）を、大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課 管理グループに提出する。提出部数は2部とする。

②知事は届書を審査し、必要な場合は届出者に対して期限を付して補正を指示する。

③知事は、届書に不備がない場合は、採石業者登録台帳から当該採石業者を削除するとともに届出者に登録台帳から登録を削除した旨を通知する。

II-3 登録関係申請書・届書等の様式

別紙様式第1号から第8号のとおりとする。（様式番号については、採石法施行規則第8条の規定のとおりとしているため、一部掲載のない様式があります。）

[インターネットによる様式サービス]

本書掲載の各様式については、大阪府庁ホームページからダウンロードすることができます。

様式第1 採石業者登録申請書（第8条関係）

大阪府証紙貼付
(消印をしないこと。)

*整理番号	
*審査結果	
*受理年月日	年 月 日
*登録番号	

採石業者登録申請書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(〒 -)

住 所

(ふりがな)
氏名又は名称
及び法人にあつては
その代表者の氏名
電 話 番 号

印

採石法第32条の登録を受けたいので、同法第32条の2第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 事務所の名称及び所在地		2 その事務所に置く業務管理者の氏名 <small>(ふりがな)</small>
名称		
所在地	(〒 -)(TEL - -)	
名称		
所在地	(〒 -)(TEL - -)	
名称		
所在地	(〒 -)(TEL - -)	
3 法人にあつては、その業務を行う役員 <small>(ふりがな)</small> の氏名		

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 *欄は記載しないこと。
 3 氏名(ふりがな)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。
 4 事務所の名称及びその所在地は、登録を受けようとする都道府県の事務所だけでなく全ての事務所について記載することとする。

登録申請書

記載上の留意事項

1. 収入証紙
 - ・ 大阪府商工行政事務手数料条例で定める金額の大阪府証紙を手数料欄に貼り付けて納付すること。ただし、消印しないこと。
なお、納付された手数料は処分の適否にかかわらず返還しない。
2. 住 所
 - ・ 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書の所在地を記載すること。なお、支店が本店に代わって申請しようとする場合は、本店（代表者）の委任状を添付し、支店の所在地を記載すること。
 - ・ 申請者が個人の場合は、現住所を記載すること。（原則として、印鑑証明書に記載の住所であること。）
3. 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
 - ・ 申請者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、支店が本店に代わって申請しようとする場合は、本店（代表者）の委任状を添付し、支店名及び支店の代表者の氏名を記載すること。
 - ・ 申請者が法人の場合は法人の代表者印（支店の場合は支店の代表者印）、個人の場合は個人の印（認印）を押印すること。
 - ・ 氏名には、ふりがなを付すこと。
4. 事務所の名称及び所在地
 - ・ 登録を受けようとする都道府県の事務所だけでなく、全ての事務所について記載すること。
 - ・ 事務所とは、採石業の実施について、一定以上の範囲において独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われる性格のものをいい、岩石採取場を十分管理できる位置にあること。
 - ・ 一般的に会社法上の本店、支店は事務所に該当するが、これ以外でも、上記の要件を備えていれば、岩石採取現場に置かれている事務所であっても、採石法第 32 条の 2 に規定する事務所に該当する。
 - ・ 所在地は番地まで正確に記載すること。
5. その事務所に置く採石業務管理者
 - ・ 記載する採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）の数は、1 事務所に 1 名以上とすること。ただし、複数の場合であっても各業務管理者は、単独で採石場について、法第 32 条の 12 に規定する職務を完全に遂行できる者でなければならない。
 - ・ 業務管理者は、他の事務所又は他の採石業者の業務管理者となることはできない。
 - ・ 採石業を行おうとする者自身が、業務管理者となることは妨げない。
 - ・ 法人の監査役、協同組合の監事は、業務管理者になることができない。
 - ・ 氏名には、ふりがなを付すこと。
6. 法人にあっては、その業務を行う役員の役職及び氏名
 - ・ 業務を行う役員とは、株式会社の取締役、公益法人の理事等をいい、業務の監査にあたる者（株式会社の監査役、組合の監事等）は含まれない。
 - ・ 法人の代表者もその業務を行う役員の 1 人として該当するので、他の業務を行う役員とともに氏名を記載すること。
 - ・ 氏名には、ふりがなを付すこと。

様式第1の1 誓約書（登録申請者用）（第8条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所			
登録申請者氏名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)	印		
生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女

次の事項（採石法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号）のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 採石法（以下「法」という。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 3 法第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが法第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 5 法人であって、その業務を行う役員のうち前記1から4のいずれかに該当する者があるもの
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 登録申請者が個人の場合は、文中「第5号まで及び第7号」を「第4号」に訂正し、上記「5 法人であって…」の項を抹消すること。
3 登録申請者の生年月日を証する書面を添付すること。

様式第1の2 誓約書（業務役員用）（第8条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所			
業務役員氏名 <small>(ふりがな)</small>			印
生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女

次の事項（採石法第32条の4第1項第1号から第4号まで）のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 採石法（以下「法」という。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 3 法第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが法第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 業務役員の生年月日を証する書面を添付すること。

様式第1の3 誓約書（業務管理者用）（第8条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所			
業務管理者 <small>(ふりがな)</small> 氏名	印		
生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女

次の事項（採石法第32条の4第1項第1号から第4号まで）のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 採石法（以下「法」という。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 3 法第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが法第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 業務管理者の生年月日を証する書面を添付すること。

様式第1の4 業務管理者に関する証明書（第8条関係）

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所	
登録申請者氏名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)	印

業務管理者に関する証明書

下記の業務管理者と登録申請者との関係は、下記のとおりであることに相違ありません。

記

業務管理者 (ふりがな) 氏 名	所属事務所名	登録申請者 との関係			法第32条の4第1項第6号 イ・ロの別	
		本人	役員	従業員	イ	ロ
					イ・ロ	都道第 号 府県
					イ・ロ	都道第 号 府県
					イ・ロ	都道第 号 府県
					イ・ロ	都道第 号 府県
					イ・ロ	都道第 号 府県

- (備考) 1. 「登録申請者との関係」欄は、該当するものに○印をつけること。
 2. 「イ」「ロ」の該当するものに○印をつけること。
 3. この証明書には、各業務管理者の住民票を添付すること。

様式第7 登録事項変更届書（第8条の4関係）

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日

登録事項変更届書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(〒 -)

住 所

氏名又は名称
及び法人にあつては
その代表者の氏名
電話番号

印

採石法32条の7第1項の規定に基づき、次のとおり届出ます。

1 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

2 変更の年月日 平成 年 月 日

3 変更の理由

(備考) 1 *印の項は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 法人の業務を行う役員若しくは業務管理者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務管理者の氏名にふりがなを付すこと。

様式第3 採石業承継届書 (第8条の3関係)

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日

採石業承継届書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(〒 -)

住 所

(ふりがな)
氏名又は名称
及び法人にあっては
その代表者の(ふりがな)氏名
電 話 番 号

印

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	(ふりがな) 氏名又は名称	
	法人にあっては、 その代表者の <small>(ふりがな)</small> 氏名	
	住 所	
	法第32条の登録を受けた 年月日及び登録番号	採石登録第 号 年 月 日
	事務所の名称及び所在地	
	業務管理者の <small>(ふりがな)</small> 氏名	
承継者に関する事項	登録年月日及び登録番号	採石登録第 号 年 月 日
	事務所の名称及び所在地	
	業務管理者の <small>(ふりがな)</small> 氏名	

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 *印の項は記載しないこと。

様式第4 採石業承継届書（第8条の3関係）

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日

採石業承継届書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(〒 -)

住 所

(ふりがな)
氏名又は名称
及び法人にあっては
その代表者の(ふりがな)氏名
電 話 番 号

印

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者が法第32条の登録を受けた年月日及びその登録番号	
承継者が法第32条の登録を受けた年月日及びその登録番号	

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 *印の項は記載しないこと。

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日

採石業者事業譲渡証明書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

譲り渡した者

住 所

(ふりがな)

氏名又は名称

及び法人にあっては

(ふりがな)
その代表者の氏名

電 話 番 号

印

譲り受けた者

住 所

(ふりがな)

氏名又は名称

及び法人にあっては

(ふりがな)
その代表者の氏名

電 話 番 号

印

次のとおり採石業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号
- 2 譲渡しの年月日

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 *印の項は、記載しないこと。

3 (ふりがな) 氏名 を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

様式第 5 採石業者相続同意証明書（第 8 条の 3 関係）

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日

採石業者相続同意証明書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所

証明者氏名 (ふりがな)

印

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所 (ふりがな)
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 登録番号
- 4 採石業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所 (ふりがな)
- 5 相続開始の年月日 年 月 日

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 証明者の氏名(ふりがな)の項は、採石業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記載すること。
 - 3 *印の項は記載しないこと。
 - 4 氏名(ふりがな)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

様式第 6 採石業者相続証明書 (第 8 条の 3 関係)

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日

採石業者相続証明書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所

証明者氏名 (ふりがな)

印

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所 (ふりがな)
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 登録番号
- 4 採石業者の地位を承継した者の氏名及び住所 (ふりがな)
- 5 相続開始の年月日 年 月 日

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 証明者は、2名以上とすること。

3 *印の項は記載しないこと。

4 氏名 (ふりがな) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

* 整理番号	
* 受理年月日	年 月 日

採石業者事業承継証明書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

被承継者

住 所

名称及び代表者の氏名^(ふりがな)

印

承継者

住 所

名称及び代表者の氏名^(ふりがな)

印

次のとおり分割により採石業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 被承継者の登録の年月日及び登録番号
- 2 承継の年月日

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 *印の項は記載しないこと。

3 氏名^(ふりがな)の記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

* 整理番号	
* 受理年月日	

採石業廃止届書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(〒 -)

住 所

氏名または名称及び
法人にあっては
代表者の氏名
電 話 番 号

印

採石法第32条の8の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

2 事業を廃止した年月日 平成 年 月 日

3 事業を廃止した理由

(注意) 1 *印の項は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。